

身体という視点から「体罰」問題にアプローチする可能性

坂本拓弥*

抄録

本研究の目的は、昨今盛んになされている体罰問題に関する議論を、哲学的な視点から原理的に考察することによって、先入観や経験則、感情論によって導かれている体罰観を批判的に捉え直し、そのような現状を乗り越えるアプローチとして、身体という視点を新たに提示することであった。これは、意識改革に代表される従来の対応策に加えて、体罰問題に具体的にアプローチしていく可能性を示すものである。

本研究は、以下の三つの検討によって、上記の目的を達成することを試みた。

- 1) 従来 of 体罰言説の批判的検討
- 2) 身体という視点から捉えた体罰
- 3) 体罰への身体という視点からのアプローチ：ボディワークを中心に

従来の体罰に関する学術的研究としては、アンケート調査を用いた体罰意識に関する研究や、体罰が生み出される権力関係に着目した研究等が挙げられる。しかしそれらは、体罰がまさに身体に加えられる行為であるという点を見逃している。このことは、今日提唱されるアンガーマネジメントについても同様である。これらのことは、従来の研究が体罰に対して間接的な視線を注いできたことを示唆している。これに対して本研究は、体罰を一つの身体文化として捉え直すことによって、身体の変容という視点からこの問題とその解決に接近することを試みた。具体的には、ボディワーク等の身体の変容を導く活動に、体罰問題の解決の手がかりが求められた。それは、他者の身体を感じとることのできる身体を育成する必要性を示すものであり、従来の体育・スポーツが育んできたスポーツする「強い」身体とは異質の身体を目指すものである。このような議論は、従来の研究とは明らかに異なった視点を提示するものであり、それゆえ、体罰問題に関する今後の議論のための、新たなアプローチの可能性を示唆するであろう。

キーワード：運動部活動，競技スポーツ，感受性，ボディワーク，体ほぐし

* 明星大学 〒191-8506 東京都日野市程久保 2-1-1

A New Approach to Corporal Punishment from the Viewpoint of Human Body

Takuya SAKAMOTO *

Abstract

This paper attempted to pose the viewpoint of lived body as a new approach towards solving the problem of corporal punishment through critical reviewing the past studies. This viewpoint could overcome the traditional way of approaching the corporal punishment problem which emphasized the change in the way of thinking by coaches or PE teachers involved in the corporal punishment.

In order to achieve this purpose, I adopted the following three considerations;

- 1) critical consideration of the past studies of corporal punishment
- 2) reconsideration of corporal punishment from the viewpoint of human body
- 3) new approach towards corporal punishment by the bodywork.

The past academic studies of corporal punishment were to carry out a questionnaire survey of people's awareness about corporal punishment, and to consider the power relationship between teacher/coach and students/athletes which generates the phenomenon of corporal punishment. However, those studies omitted the fact that the corporal punishment is very punishment imposing human body itself. This is also the same mistake as the approach of anger-management spreading quickly today. These things mean that the past studies paid an indirect attention into the problem of the corporal punishment. This paper, therefore, attempted to solve the problem from the viewpoint of human body, and I focused on, especially, the reformation of the human body. Bodywork, for example, is a typical bodily activity which could encourage the body to be reformed or renewed. This consideration showed that the necessity of building the body which can experience the other's body, and this body is completely different from the tough body which has been formed in the past PE classes and the school athletic clubs. This idea is also a differential viewpoint for solving the corporal punishment problem from the past one, and hence, this viewpoint could provide the possibility of a new approach for the future discussion of corporal punishment.

Key Words : school athletic club, competitive sport, sensitivity, bodywork, KARADA-HOGUSHI

* Meisei University 2-1-1 Hodokubo, Hino-shi, Tokyo, 191-8506, JAPAN

1. はじめに

従来の体罰に関する学術的研究としては、アンケート調査を用いた体罰意識に関する研究や、体罰が生み出される権力関係に着目した研究等が挙げられる。しかしそれらは、体罰がまさに身体に加えらるる行為であるという点を見逃している。このことは、従来の研究が体罰に対して間接的な視線を注いできたことを示唆している。これに対して本研究は、筆者のこれまでの研究に基づき、体罰を一つの身体文化として捉え直すことによって、身体の変容という視点からこの問題とその解決に接近することを試みたものである。具体的には、ボディワーク等の身体の変容を導く活動に、体罰問題の解決の手がかりが求められた。これは、従来の研究とは明らかに異なった視点を提示するものであり、それゆえ、体罰問題に関する今後の議論のための、新たな理論的前提とアプローチの可能性を提供するであろう。

2. 目的

本研究の目的は、昨今盛んになされている体罰問題に関する議論を、哲学的な視点から原理的に考察することによって、先入観や経験則、感情論によって導かれている体罰観を批判的に捉え直し、そのような現状を乗り越えるアプローチとして、身体という視点を新たに提示することであった。これは、意識改革に代表される従来の対応策に加えて、体罰問題に具体的にアプローチしていく可能性を示すものである。

3. 方法

本研究は、次に挙げる三つの検討によって、上記の目的を達成することを試みた。

1) 従来の体罰言説を批判的に検討する。

大阪、桜宮高校の一件以降に乱出している体罰に関する見解や主張の中には、学術的及び科学的根拠の乏しいものが少なからず含まれている。具体的な例としては、後述するように「体罰では強くない」という主張が挙げられる。この主張を、改めて原理的に考えてみるならば、その答えが究極的には誰にもわからないことが明らかとなる。つまり、ここで問題とされるべきは、体罰問題を論じる際の論じ方それ自体に、少なからず問題が含まれているということである。このような批判は、決して体罰を容認するものではなく、むしろ、体罰問題をより精緻に把握し、真に批判的に捉えていくためにも必要な手続きであるといえる。今後の議論や対策を生産

的なものとしていくためにも、メディアを通して流布された多くの言説を収集し、それらを批判的に検討することは有効であろう。

2) 身体文化としての体罰を現象学的身体論の視点から検討し、その変容可能性を探る。

筆者は自身のこれまでの研究によって、運動部活動における体罰が一つの身体文化として伝承されてきたことを指摘し、その獲得が身体に担われていることを明らかにしてきた。この点は、従来の他の研究と異なる独自の視点であり、このように体罰を理解することによって初めて、「愛のムチ」といった曖昧な把握ではなく、体罰が一つの身体的なコミュニケーションとして機能してきたことが明らかになり、さらにはそれが連綿と受け継がれてきた理由も理解することができるといえる。

そこで残された課題に、体罰の獲得を担う身体と、他者の身体との関係の考察が挙げられる。換言すれば、これは体罰をする者とされる者との身体的な関係を問うということである。そしてこの問題は、現象学における間身体性の問題領域に属する事象であると考えられる。これまでの筆者の研究でも指摘してきたように、体罰はしばしば無自覚的な過程を通して伝承されていくのであるが、それゆえに、言語的に意識することが困難な身体のレベルにおける相互的な作用を捉えるためには、間身体性の領域に目を向ける必要があるであり、そこからこの問題に対する新たな展望も拓かれると考えられる。具体的には、現象学的身体論を中心とする文献研究を通して、この論点を深めていく。また、そこで論じられる「感性(感受性)」等の概念は、下記3)における新たなアプローチに直接的に関わるものである。

3) 身体という視点から体罰問題にアプローチする可能性を、ボディワークに着目して探る。

体罰が一つの身体文化として伝承されてきたならば、その変容(問題の解決)には、まずもってその文化を担っている身体の変容が求められる。本研究ではその手がかりとして、ボディワークを検討する。なぜなら、それが身体を通して「自己認識・他者認識・世界認識」の深化を試みる活動だからである(遠藤2005, p.29)。具体的には、関連する文献及び実践例、さらには自らの実践を通して、身体の変容とそれが他者認識に与える影響の可能性を探っていく。その際、上記2)における考察の内容と照らし合わせることによって、理論的かつ実践的な可能性を検討する。特に実践に際しては、ボディワーク教育の専門家である遠藤卓郎筑波大学名誉教

授へのインタビュー調査を実施する。

以上の三つの考察は、従来の体罰論議の限界を明らかにするとともに、今後の新しい、そしてある意味では実践的な議論を構築していくための、一つの土台を提供することになると考えられる。そして、このような理論を基盤とすることによって初めて、従来の言葉だけが先行する体罰撲滅策（各種宣言を参照）を乗り越える展望が拓かれることになるであろう。

4. 結果及び考察

上記のそれぞれの方法に即して、本研究では以下のような検討を行った。

1) 従来の体罰言説の批判的検討

2012年12月に発生した桜宮高校の一件以来、体育・スポーツ界における体罰問題に関する議論は、さまざまな領域で盛んになされている。心理学的な見地からなされている、スポーツ指導におけるアンガーマネジメントの必要性に関する議論などは、体罰問題への対処法としてたびたび耳にするものであろう。

例えば、上地（2013）はそのような訓練法の成果が実証されていることを指摘しながら、さらに次のように述べている。すなわち、「これまで衝動的に体罰を行使してきた教師には、冷静かつ適切な言動を選択するための自らの人間性を高める手段として、この訓練法に限らず、自己改革のための体験的学習への積極的取組が期待される」（上地2013, p.9）という。また本村（2013, p.135）も、このアンガーマネジメントの有用性について、「体罰をしそうになったとき、瞬間的に生徒のためになるか考えること、一呼吸置くこと、深呼吸をすること、一晩考えることなど、効果を性急に求めないこと、待つという姿勢が肝要」であると述べている。このように指摘されるアンガーマネジメントについては、体罰を実際に行っていた指導者の次のような発言からも、体罰の行使に対する抑止力を想定することもできる。例えば、長年中学校で剣道を指導してきた大木（2001）の次の言葉は、そのことを端的に示している。すなわち、「体罰は、本人だけでなく、周囲に対する見せしめの効果も高く、マイナスの行動をやめさせる場合や緊急で重要な問題が発生した時には効果的に作用しますが、その行為があったその時、その場で行った時のみ効果があり、監督の支配力を強化できるものです」（大木 2001, pp.85-86）（傍

点引用者）。この大木の言葉からもわかるように、実際に体罰を行使している指導者のなかには、いわば体罰の「即効性」を意識している者もいるのであろう。またこの「即効性」については、体罰の根絶を目指す立場から、森田（2003）がその問題性を指摘している。彼女によれば、「体罰は、即効性があるので、他のしつけの方法がわからなくなる」危険性を有しているがゆえに、「体罰の表面的な効果に味をしめた大人は、他のしつけの方法に目がいかなくなってしまうのである（森田 2003, p.39）。

いずれにしても、このような特徴を体罰が有するならば、先述のアンガーマネジメントは、確かに一定の効果を発揮することが期待されるといえよう。換言すれば、それは、指導者による、感情的及び突発的な暴力としての体罰の抑止につながる可能性を有しているといえる。

また、このこととも関連する従来の体罰言説の問題点として、体罰という用語自体の曖昧さをここで指摘しておきたい。吉田の次の指摘は、この問題を適切に表している。

部活動において行使される体罰と、授業中や休み時間などに行使される体罰では、体罰に至るきっかけや動機もかなり違うものが多いということだ。それなのに、これらを区別せず同じ教育活動の中での「体罰」として論じるとは、議論が混乱し、生産的ではない。（吉田 2013, p16）

このような問題意識を共有し、本研究では、運動部活動において指導者から生徒へと継続的になされてきた因習的な体罰を対象として、考察を進めていくこととする。

また、従来の体罰言説に典型的なもう一つの問題点として、次のような例が挙げられる。それは、先述の「体罰では強くならない」という主張である。この主張は、スポーツ現場における体罰根絶を訴えるために様々な場面で謳われており、メディアを通じて広く報道されてもいる。例えば、「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」（日本体育協会ほか 2013）において同様の指摘を見ることができ、また元プロ野球選手の桑田（2013, pp.26-27）も、「私自身は高校時代に体罰を受けなくなってから競技力がグンと伸びました」と語り、さらには、「体罰がなくなってからは、こうしたらいいんじゃないか、ここはこうしてみようという創造力がどんどんわいてきて、劇的に成長しました。」と述べている。

注意しなければならないのは、これらの主張の背景には、体罰をする指導としない指導のどちらが望

ましいのかという二項対立的な問題設定が、無自覚的になされているという点である。残念ながら、このような対立図式で体罰を論じる限り、そこには一つの限界が見出される。なぜなら、どちらが強くなるかは、本質的には誰にもわからないからである。さらにいえば、このような二項対立的な議論に留まっているがゆえに、体罰を肯定的に捉える立場もまた存立しうることになるのである。その結果として、個々の指導者の経験如何によって、体罰は肯定も否定もされうるものに立ち戻ってしまうことになるのではないだろうか。それゆえこの点もまた、過去から現在まで続く、体罰論議の一つの問題点であるといえよう。

さて、ここで注目したいのは、上記のアンガーマネジメントに代表される対応策の多くが、教師や指導者の心（意識・自覚）にアプローチするものであるという点である。このようなアプローチの典型は、体育・スポーツ関連の諸団体が出している種々の宣言であろう。例えば、既出の「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」等はその典型であり、そこでは指導者が、暴力行為の有する弊害を「自覚する」ことや、暴力行為は必要であるといった「誤った考えを捨て去る」こと等が宣言されている（日本体育協会ほか 2013, p.2）。もちろん、このような取り組みが効果を発揮する可能性は、決して否定されるものではない。しかし、このような従来の体罰言説にあえて批判的な反省を試みるならば、そのような意識改革を求めることのみで現状を変えていくことの難しさが見えてくるのではないだろうか。なぜなら、改めていうまでもなく、体罰はほぼ一世紀にわたって明文法において禁止されてきたわけであるし、さらには、暴力行為を行う指導者の意識改革を求める声もまた、これまでも幾度となくあげられてきたからである。そのような現実を直視するならば、今日の体罰問題の根本的な解決には、従来とは異なる新たなアプローチの必要性が求められるのではないだろうか。そして、本研究ではそれを、われわれ人間の身体に求めてみたいのである。

2) 身体という視点から捉えた体罰

ところで、体罰問題に新たな切り口から迫るために、なぜ身体に着目する必要があるのだろうか。その理由の一つに、昨今のいくつかの学問領域において身体の役割が再評価されていることが挙げられる。例えば、今日目覚ましい進展を見せている認知科学や哲学的な身体論の領域においては、身体がわれわれの心と密接に関連し、ときにはその基盤として機能していることが指摘されている。このような身体の働きについては、Henri (1975,p.94) の「身

体的な世界認識は、顕在的な意識ではない bodily knowledge of the world is not an actual knowledge」という指摘に端的に表されている。

そもそも、体罰はその文字の通り、身体そのものに与えられる罰なのであり、従って、体罰という現象の身体に関わる側面は考慮されてしかるべきなのであるが、ごくわずかな例外を除いて、従来この点は議論されてきていない。ただし、最近の議論の中には、体罰が歴史的に継続されてきた原因を日本の体育・スポーツ界における心身一元論的な思想に求めているもの（鈴木 2014 ; 西山 2014）や、その体罰の一つの身体文化として捉えるもの（坂本 2011）も見られる。

加えて、先にアンガーマネジメントの議論において指摘されたように、指導者が感情的及び突発的に体罰を行使することが問題である場合についても、同様にそこにおける身体の役割が重要になると考えられる。なぜなら、フッサール (2009,p.144) によれば、「たしかに狭義の感性的な諸感覚だけでなく、感性的な感情と衝動体験も身体に影響されている。たしかにここには個性のかなりの部分も、すなわち個性的な習性をともなう感性的な種々の傾向性も含まれている」からである。また後藤 (2011,pp.19-20) も同様に、フッサールの指摘を参照しながら、このような人間の衝動性と身体の習性との関連について言及している。さらにいえば、ベナーの次の指摘は、運動部活動という世界における体罰という事象を捉えるために、身体という視点の有する可能性を端的に言い表している。

身体は、身体に染みついた社会的実践、姿勢、ジェスチャーによって、人が卓越的に知覚したり、交換・交渉を行ったり、愛し合ったり、働いたりなどできている世界を反映している。同様に、世界は、身体がかかわって訓練した反応を求めている。（ベナー2006, p.113）

運動部活動が体育会系と呼ばれる特殊な世界であることを踏まえるならば、このベナーの指摘は、まさにそこにおける体罰と身体の深いつながりを示唆するものであろう。それゆえ本研究では、この身体という視点の可能性をさらに探っていくこととしたい。

さて、運動部活動における体罰を身体という視点から捉えようとするとき、そこにはいくつかの論点が考えられるが、ここでは、「身体的負荷としてのスポーツ」とその「スポーツをする『強い』身体」という点に着目して考察を進めてみたい。なぜなら、この視点に立つことによって、体罰と運動部活動と

の関係における、身体という視点の意義が明確になるからである。

運動部活動の活動内容の多くを占める競技スポーツにおいて、生徒は自らの身体能力を、特に専門とするスポーツ種目に特有の技能を高めることを目指し、日々のトレーニングに励んでいる。そして、そのトレーニングにおいては、指導者が生徒を肉体的な限界にまで追い込むことが少なくない。なぜなら、現代のスポーツ科学が教えるように、肉体的な能力の向上は、そのような所謂「ハード」なトレーニングによって、自己の限界を超えることで達成されると考えられているからである。そこではまさに、「より速く、より高く、より強く」が常に目指されている。

ここで注目したいのは、その「より強く」である。これを身体という視点から捉え直すならば、それは単に他者に勝利するというのではなく、むしろ、自らの肉体的な限界を超えるために必要とされる、ある種的能力として理解することができる。それらは一般的に、忍耐力や我慢強さ、さらには根性と呼ばれるものであり、さらに言い換えれば、それはトレーニングに伴う「痛み」に耐えることができる能力といえよう。そしてここに、競技スポーツの身体的負荷としての側面が浮かび上がってくる。では、なぜこの「身体的負荷としてのスポーツ」が問題となるのだろうか。

ここで考えなければならないことは、そのような「身体的負荷としてのスポーツ」が、一体どのような身体を育てるのか、という点にある。この身体は、私たちが実感を持って生きている、リアリティある身体である。このように考えたとき、運動部活動における体罰の身体的な側面として、次の二つの事柄を指摘することができるであろう。

一つは、ハードなトレーニングが、体罰によって受ける痛みや苦しみをはるかに凌いでいる可能性である。中学や高校時代などに競技スポーツにのめり込んだ経験のある者ならば誰もが経験しているように、自らの肉体的限界を超えるためのトレーニングは、尋常ではない痛みや苦しみをしばしば伴う。そして、その血の滲むようなトレーニングと比べて、指導者から受ける体罰は、必ずしも特別な痛みや苦しみとは感じられないのではないだろうか。シンプルではあるものの、身体という視点からは、運動部活動における体罰が温存されてきた一つの原因をこのように指摘でき、また被体罰経験者が体罰を肯定的に捉える傾向についても、身体的にはここにその一つの理由を指摘することができるであろう。

二つ目の論点は、そのような競技スポーツで育まれた「強い」身体が両義性を有している点にある。

すなわち、痛みに対する「強さ」は、我慢強さや根性として評価される一方で、自らや同様の身体に起きている変化を感じにくくなる可能性を併せ持っている。このことについて、例えば尹(2014, p.60)は、自らが高校の柔道部において「ハード」なトレーニングを重ねていくなかで、「そのうちわかってきたのは、術理ではなく、痛みに対し鈍感にならないと要求されている強さめいたものは得られないということだった」と述べている。彼は続けて、このような傾向は「柔道に限らず、体育会系にわりと共通している文化だろう。なぜだか体の鍛錬が、どんどん感覚を鈍らせる方向に進んでいってしまうのだ」(同上)と指摘している。

この指摘は、スポーツする「強い」身体が内包する課題を提起している。つまり、運動部活動におけるこのスポーツする「強い」身体は、自己の身体や他者の身体に対する感受性を失う方向に育まれる可能性を有しているのであり、このことは、体罰問題を考える上でも重要な示唆を与えてくれる。なぜなら、このような感受性の喪失は、まさに体罰という暴力が温存される一つの土壌として機能することが想定されるからであり、従ってここから導かれる仮説は、体罰問題の解決のためには、スポーツする「強い」身体の育成だけではなく、むしろ、痛みを含めた他者の身体を鋭敏に感じとることのできる身体の育成が必要とされる、ということになるのではないだろうか。

3) 体罰への身体という視点からのアプローチ： ボディワークを中心に

ここでは、身体という視点から体罰にアプローチする一つの現実的な可能性として、ボディワークを取り上げたい。ここでボディワークに注目する理由は、体育の授業に「体ほぐし」が導入された理由を考えれば、すぐに理解されるであろう。従来の体育・スポーツが育ててきた「強い」身体に対して、先に指摘したようにその「強さ」だけでは欠けているものがあるという認識がそこに見出される。例えば村田(2001, p.166)は、体ほぐしについて、「友達との触れ合いや関わり合いなど交流の形態で進められるのが特徴」であり、「そこに、自分の体や他者の体への気付きが生まれ」ることを指摘している。同様に、大学生を対象としてボディワークを実践する遠藤(2005, p.27)は、その教育的な意義について、「他者を感じるためには、まずもって自分が自身を実感できた方がよい。他者の体や心を、自分の体や心を通して実感したとき、他者の大切さやかけがえのなさが身に滲みて感じられてくるのではないだろうか」と述べている。そして、彼が述べ

るように、大切なことはそれが「想像力の問題」ではなく「感受性の問題」であるという点である。つまり、それは心の問題ではなく、まさに身体の問題なのである（遠藤 2005, pp.27-28）。

このようにボディワークの教育的意義、特にその身体的な意味を指摘する遠藤氏に、筆者は本研究の過程でインタビューを実施した。氏は筆者が提示したスポーツする「強い」身体という考え方に対して以下のような見解を示した。すなわち、確かにボディワークで育てようとしている身体は、スポーツする「強い」身体とは異なった方向性を有している。しかし、問題は、そのような相異なる二つの身体があるとわれわれが既に想定してしまっていることである。それは例えば、いくら体育の授業で体ほぐしを行ったとしても、そのあとにはすぐに、運動部活動等においてスポーツする「強い」身体を求められるのであれば、その体ほぐしの意味はなくなってしまうかもしれないということである。そして、だからこそ、そのような二つの身体の在り方をどのようにつなげていくことができるのかを、われわれ体育・スポーツ関係者は探らねばならないのであり、それによつてはじめて、ボディワークや体ほぐしの意味が生まれるのではないだろうか。そうすることができれば、スポーツの練習が生活につながり、また日々の生活がスポーツの実践に生きる、そのような関係を気づくことができるかもしれない。

遠藤氏が語るように、実際の学校現場における体ほぐしの現状は、まさにスポーツする「強い」身体とは全く別の方向を向いているように思われる。しかし重要なことは、氏が指摘するように、そこに接点を見出すことである。例えば、体ほぐしで行われる活動に、「背中合わせでの活動」（村田ほか 2001, p.28）がある。この活動では、ペアで「背中合わせで立ったり座ったり」したり、「背中合わせでもたれて移動」したりする（同上）。そのような一見簡単な活動においても、われわれの身体は確実に他者の身体と、こういってよければ「対話」を行っている。瀧澤（1995, p.193）はそれを「身体的対話」と表現する。彼によれば、この身体的対話の遂行には次の二つの事柄が重要になるという。すなわちそれは、どれだけ多様に他者に働きかけることができるのかということ、及び、どれだけ注意深くその応答をうけとることができるのか、という二点である（瀧澤 1995, p.194）。つまり、「背中合わせでの活動」においては、相手の体格、体重、力の入れ具合等を、身体として感じとることが必要なのであり、それができなければ、ペアとともに立ったり座ったり、また移動したりすることがうまくできないのである。そして、重要なことはこのような他者

の身体を感じとることを、われわれはスポーツ実践の中においても見出していかなければならないということであろう。これが、遠藤氏へのインタビューやボディワーク・体ほぐしの検討から導かれる一つの結論である。

5. まとめ

ここまで検討してきたように、従来の日本における体育・スポーツは、スポーツする「強い」身体を求めてきた。そしていうまでもなく、ほとんどの体育教師や運動部活動の指導者は、自身が運動部活動を経験し、その「強い」身体を持つようになっている。そして、だからこそ、ボディワークや体ほぐしが目指す、他者への感受性を備えた身体が、彼らに必要とされていると考えられたのである。このことは、坂本（2013, p.515）が「教科体育の授業で『体育教師らしさ』が培われているわけではない」と述べているように、体育教師や運動部活動の指導者がこれまでどのように育成されてきたのか、という反省的な問いを提起するものである。特に、体育の教員養成を担ってきた大学や学部において、本研究が論じた事柄は、必ずしも自覚的に問われてきてはいないであろう。従って、本研究の意義は、その重要性と必要性の一端を示したことにあるといえるかもしれない。もちろん、本研究はこれまでに蓄積されてきた体罰に関する多くの知見を否定するものではなく、むしろそれらとともに体罰問題に挑もうとするものである。しかし、繰り返しになるが、これまで連綿と体罰が存続してきた事実を受け止めるならば、従来とは異なる、こういってよければそれこそ「暴力的」な視点の転換が必要となるのであり、その意味において、本研究は身体という視点を新たに提示したのである。

参考文献

- ベナー, P. (2006) 「6. 健康・病気・ケアリング実践についての研究における解釈的現象学の流儀と技能」ベナー, P.編 (相良 - ローゼマイヤーみはる監訳) 『ベナー解釈的現象学：健康と病気における身体性・ケアリング・倫理』医歯薬出版, pp.93-118.
- 遠藤卓郎 (2005) 「ボディワークの授業から：内側からの体育に向けて」『大学体育研究』, 27, pp.11-29.
- 遠藤野ゆり (2009) 『虐待された子どもたちの自立：現象学からみた思春期の意識』東京大学出版会.
- 現象学・解釈学研究会編 (1997) 『理性と暴力：現

象学と人間科学』世界書院。
後藤弘志 (2011) 『フッサー現象学の倫理的解釈：習性概念を中心に』ナカニシヤ出版。
グラバア俊子 (2000) 『新・ボディワークのすすめ：からだの叢智が語る私・いのち・未来』創元社。
Henri, M. (Etzkorn, G. trans.) (1975) *Philosophy and Phenomenology of the Body*. Martinus Nijhoff. [中敬夫訳 (2000) 『身体の哲学と現象学：ピラン存在論についての試論』法政大学出版局。]
フッサー, E. (立松弘孝・榊原哲也共訳) (2009) 『イデーニ II - II』みすず書房。
桑田真澄 (2013) 「スポーツマンとして許せない暴力」三輪定宣・川口智久編著『先生、殴らないで！：学校・スポーツの体罰・暴力を考える』かもがわ出版, pp.12-37。
森田ゆり (2003) 『しつけと体罰：子どもの内なる力を育てる道すじ』童話館出版。
本村清人 (2013) 「第5章体罰に頼らない指導のために」本村清人・三好仁司編著『体罰ゼロの学校づくり』ぎょうせい, pp.125-153。
村田芳子編著 (2001) 『「体ほぐし」が拓く世界：子どもの心と体が変わるとき』光文書院。
村田芳子ほか編 (2001) 『「体ほぐし」の運動』活動アイデア集』教育出版。
日本体育協会ほか (2013) 「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」。
西原和久 (2003) 『自己と他者：現象学の社会理論と〈発生社会学〉』新泉社。
西山哲郎 (2014) 「体罰容認論を支えるものを日本の身体教育文化から考える」『スポーツ社会学研究』, 22(1), pp.51-60。
小川隆之・斎藤瑞穂 (2005) 『ボディワーク入門：ロルフィングに親しむ103のテクニック』朱鷺書房。
大木雅博 (2001) 『勝つための監督術：だから体罰は必要だった』文芸社。
坂本拓弥 (2011) 「運動部活動における身体性：体罰の継続性に着目して」『体育・スポーツ哲学研究』, 33(2), pp.63-73。
坂本拓弥 (2013) 『「体育教師らしさ」を担う身体文化の形成過程：体育教師の身体論序説』『体育学研究』, 58, pp.505-521。
佐藤義之 (2014) 『「態勢」の哲学：知覚における身体と生』勁草書房。
鈴木明哲 (2014) 「日本スポーツ界における暴力指導への『自己反省』：体育・スポーツ史研究と教員養成の観点から」『スポーツ社会学研究』, 22(1), pp.21-33。
竹内敏晴 (2013) 『セレクション・竹内敏晴の「か

らだと思想」 1 主体としての「からだ』藤原書店。

瀧澤文雄 (1995) 『身体の論理』不昧堂出版。
ターナー, B.S. (小口信吉ほか訳) (1999) 『身体と文化：身体社会学試論』文化書房博文者。
上地安昭 (2013) 「体罰からの脱却を図る『叱る生徒指導』の意義と実践」『生徒指導学研究』, 12, pp.8-14。
吉田順 (2013) 「中学校教師の苦悩と生徒指導：『体罰』批判への私の違和感と『体罰』のない生徒指導」『生徒指導学研究』, 12, pp.15-21。
尹雄大 (2014) 『体の知性を取り戻す』講談社。

この研究は笹川スポーツ研究助成を受けて実施したものです。

